

第40回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成26年1月23日（木）10時00分～12時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）
清原 慶子（三鷹市長）
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）
湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 山岸 憲司
副会長 横溝 高至、海老原 夕美、佐野 善房、春名 一典、大沢 一實
事務総長 荒 中
事務次長 鈴木 啓文、大貫 裕仁、菅沼 友子、兼川 真紀、谷 英樹
広報室室長 勝野 めぐみ

（説明協力者）

石巻市総務部総務課法制企画官 野村 裕

以上 敬称略

1. 開会

（鈴木事務次長）

それでは第40回の日弁連市民会議を始めさせていただきます。担当事務局の鈴木でございます。日弁連側の出席者の自己紹介をしていただこうと思います。

（大沢副会長）

副会長の大沢です。東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を担当しています。前回の市民会議以来、懸案でした短期消滅時効3年を10年に延長する法案が2013年12月のはじめに臨時国会で可決・成立いたしました。ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

（海老原副会長）

副会長の海老原です。今、お話しされた大沢副会長のお手伝いとして東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を担当させていただいています。高齢者・障がい者の権利に関する委員会、両性の平等に関する委員会なども担当しています。よろしくお願いたします。

す。

(佐野副会長)

副会長の佐野です。千葉県弁護士会の所属です。秘密保護法対策を担当しています。日弁連は秘密保護法に反対しています。2013年の臨時国会で成立しましたが、引き続き、廃止を求めた運動を続けていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(横溝副会長)

副会長の横溝と申します。綱紀・懲戒、弁護士職務の適正化に関する委員会、日本司法支援センター推進本部などを担当させていただいています。よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

事務次長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

(大貫事務次長)

事務次長の大貫です。よろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

事務次長の菅沼です。よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

事務次長の兼川です。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

事務次長の谷です。よろしくお願いいたします。

(勝野広報室長)

広報室の勝野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(荒事務総長)

事務総長の荒です。春が来るのを指折り数えて待っています。よろしくお願いいたします。

(山岸会長)

会長の山岸です。後ほど挨拶をさせていただきます。

(鈴木事務次長)

本日はゲストとして石巻市の総務部総務課の法制企画官の野村裕弁護士に来ていただいています。

(野村石巻市総務部総務課法制企画官)

どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

次に、配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付しています資料をご覧ください。資料番号 40-2-1 から 2-5 まで一揃え入っているかと思います。さらに、日弁連新聞、前回の市民会議の議事録をお送りさせていただいています。

それから本日お手元に議事次第の差替版、日弁連の不祥事対策の取組に関する資料、40-1-1、冊子になっております「預り金等の取扱いに関する規程の解説」を付けさせていた

だいております。お手元にございますか、ご確認ください。

また、今回の市民会議では、ホームページに掲載する今週の会長の撮影でカメラが入りますので、場合によってはお顔が入ってしまうかもしれませんが、ご了解いただければと思います。

それでは、北川議長、進行をお願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、豊秀一副議長が、所用のためご欠席です。

3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

それでは第40回の市民会議を開催させていただきます。

最初に山岸会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

(山岸会長)

改めまして、会長の山岸でございます。市民会議の委員の皆様方には、本当にお忙しいところ、ご出席くださりありがとうございます。また、市民会議の設置以来、相当長く務めていただいている委員の方もいらっしゃいます。本当にお世話になっております。改めて御礼を申し上げたいと思います。早いもので、私の任期もあとわずかになりまして、次期会長選挙の真っ最中です。いろいろな懸案事項に、総力を挙げて取り組んでまいりました。副会長、事務総次長も非常にチームワークがよく、委員の皆様にはなかなか見えにくいところもあるかもしれませんが、非常に充実した会務運営がなされてきたと思っています。

ただ、2年間の任期は本当に早かったと思うと同時に、まもなく東日本大震災から3年を迎えます。これは、早いものですねなどと言っている場合ではないと考えています。本日は東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部担当の3人の副会長が出席していますが、任期中、東日本大震災問題について昼夜を問わず活動をしていただきました。そして、消滅時効の延長については、成立まで本当にハードルが高かったのです。被害者の方々の損害賠償請求を消滅時効にかけさせるということがいかに不正義かということは、ほぼ共通した意識ではないかと思ったのですが、やはり財政の問題、あるいはこの事故だけを特別扱いにするということがどうなのかということなど、いろいろな議論もあってハードルは高かったのです。いろいろな関係者の皆様のご協力を得まして、副会長にも獅子奮迅の働きをしていただきまして、何とか法案を通すことができました。これからはさらに充実した損害賠償、損害の補填、あるいは生活再建、復興といったことに、少しでも日弁連としてもお役に立てるように頑張りたいと思います。

私も自身のブログで紹介していますように、被災地を視察させていただきました。本当に惨憺たる状況の中で自治体の中に入って活躍してくれる弁護士が何名も出ているということは、本当にうれしいことだと思います。

ただ、受け入れ側である自治体も、弁護士が中に入ることをありがたいとおっしゃるのですが、国から支援のお金が出るからありがたい。要するにそういった国からの支援がなくても、自治体の中で弁護士を活用していこうという機運は、徐々には生まれてきておりますけれども、なかなか一般化しにくいというところもあるように思います。本日いろいろとご報告いただく野村弁護士などの活躍によって、非常に有用であり、有益であり、必要なのだということが、自治体の中でわかって、それが広まっていくということも、明石市のような事例とはまた別に非常に大切なことだと思っております。

それから、私の事務総長時代に、この市民会議が立ち上がったということで、当時を思い出しますと、日弁連の意思の合意、会内合意形成というものがあり方がどうなのか、あるいは綱紀懲戒がきちんとなされているのかという問題意識を各界からもたれていました。この市民会議という組織を立ち上げていただいて、非常に貴重なご意見をいただいてきたと思っております。

ただ、昨今の不祥事の連続、被害金額が非常に大きいものも多いという中で、非常に私どもも苦慮いたしました。私としては口を酸っぱくして厳正にやろうではないか、膿を出そうではないか、いろいろな連携をして炙り出し、非行を探知して、その不祥事の撲滅に向けて動こうではないかということやってまいりました。理解を得られるようになってきて、それなりの成果も上がったかと思っておりますけれども、なお、厳しいです。

同期の弁護士たちとの少人数の新年会が昨日はあったのですが、法曹人口のあまりに急激な増加の中で経済的には非常に厳しい、苦しい状況になっていっていると言っていました。マネジメント研修、若い弁護士たちがどうやって事務所経営していくかということも、研修をやらなければいけないという議論がある一方で、どうダウンサイジングしていくか、あるいはどう高齢になった自分を律して事務所を閉じていくか、まわりに迷惑をかけずに事務所を縮小していくかということも、研修が必要だということを、いろいろ話をしておりました。そういった点も考えつつ、刑事司法改革も法曹養成制度改革もいろいろなことに取り組みなければなりません。私ども弁護士の自治を本当に自ら治める、いわゆる自律というものをきちんとやっていかなければいけないという思いも新たにしているところです。改めて、耳に痛いお話も含めて、委員の皆様方には貴重なご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録署名人を決定したいと思います。古賀委員とフット委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、古賀委員とフット委員、よろしくお願いいたします。

5. 議事

議題①預り金をめぐる弁護士倫理に関する最近の問題について（継続議題）

（北川議長）

議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは第1の議題として、「預り金をめぐる弁護士倫理に関する最近の問題について」を検討していきたいと思います。

横溝副会長からご説明をお願いしたいと思いますので、10分程度でございますが、よろしくお願いいたします。

（横溝副会長）

それでは横溝からご説明させていただきます。資料は40-1-1、これの1、2ページに概要を記載してございます。

2013年の6月18日、第38回の市民会議におきましても、預り金をめぐる弁護士倫理に関する最近の問題についてという議題で、ご意見を頂戴しております。本日はその継続議題ということでございます。第38回市民会議の際に、日弁連側でご報告させていただきましたのは、総合的な不祥事対策の取組についてということで、各弁護士会に要請をしたということをお伝えいたしました。要請した事項というのは、市民窓口における情報の積極的な活用、市民窓口の機能強化、紛議調停における情報の利用、弁護士会の懲戒請求手続の整備、事前公聴制度の適時の運用、弁護士相談窓口の整備、研修制度の強化といった事項でした。

そして2013年5月の定期総会におきまして、預り金に関する規程を制定しています。規程につきましては、冊子を作成いたしまして、7月に全会員にお届けしています。本日お手元に配付させていただきました。こちらがその冊子でございます。

第38回市民会議におきましては、委員の皆様から、ガバナンスの強化をしなければならないのではないか、マネジメント研修をもっと充実しなければならないのではないか、メンタルヘルス対策についても十分対応しなければならないのではないかというご意見を頂戴しました。

その後、日弁連では6月に弁護士職務の適正化に関する委員会の活動を開始しています。弁護士職務の適正化に関する委員会では、市民の信頼を確保して、弁護士自治を堅持するための方策等について検討しているところです。

2013年の11月19日に弁護士綱紀委員会委員長会議を開催しました。日弁連執行部との意見交換会もさせてもらっています。従来この弁護士綱紀委員会の委員長会議というのは、

綱紀委員会独自の問題について、個別議案についての議論を中心にしていただけですけれども、今回は不祥事問題についても協議をさせていただきました。

それから、2013年12月13日に弁護士職務の適正化に関する委員会全国連絡協議会を開催しております。市民窓口、苦情申立、紛議調停、不祥事対策等について、各弁護士会から実務経験交流の機会を設けています。制度の運用の改善・向上を図る取組に関して、情報の共有、意見交換等を行いました。先ほど申し上げました各弁護士会に対して要請した事項について、各弁護士会がどの程度取り組んでいただけているのかといった進捗状況についてもご報告いただきました。

その後、弁護士職務の適正化に関する委員会で検討を続けていまして、現在、不祥事根絶を目指して、さらに弁護士会として、すべきことはどんなことなのかということについて取りまとめていこうということを進めています。

その一つが重大非行の再発を防止するために弁護士会、日弁連がなすべき対応です。二つ目としては、不祥事が発生してしまった場合の弁護士会がなすべき対応ということです。再発防止するための対応につきましては、一つが、重大非行の端緒の早期発見が必要でありますので、そのために、弁護士の非行報告義務や通知義務を課すことはどうかということも議論しています。内部通報制度も企業内には完備していることを考えて、弁護士会でもこういうことについても考えないといけないのではないかという議論です。

それから会費滞納情報の共有も必要であると考えています。会費滞納というのは不祥事に及ぶ端緒の状況だと思われるからです。

それから多数の苦情を受ける対象弁護士に対する指導監督をどうしていけばいいか、具体的にどうすればいいかということについて考えています。会員のメンタルヘルス対策についても、会員のサポート制度をきちんと各弁護士会で設けてもらい、精神科医等からの指導をいただく。こういったことについて、具体的にどう進めていけばいいかについて、検討しているところです。

会員に対するマネジメント研修については、事務所を経営する方法、あるいはクライアントをどうやって獲得したらいいかなど、そういった方面での検討は従来から進んでいます。しかし、弁護士が逆境に陥った場合、困った場合にどのような対処をしていけばいいかについては、きちんと議論されていないままにきていますので、こちらを強化して検討しなければいけないのではないかと考えているところです。

もう一つの柱の不祥事が発生した場合の弁護士会が対応すべきことについては、弁護士会の調査をどうすればいいか。弁護士会としては綱紀懲戒制度が基本となっているわけなんですけれども、それとは別に弁護士会として調査委員会を設けて調査する必要も、場合によっては出てくるのではないかと。そういうのはどういう場合か。調査にしても会内の調査委員会とどめるか。あるいは第三者委員会のようなものを設置する必要があるか。以上のようなことを考えています。

重大な非行であって、被害者が多数出ていたり、綱紀懲戒の手続を待っていたのでは時

機を失するといった場合、それから弁護士会にガバナンスがきちんと徹底しておらず、問題があるのではないかという場合には、綱紀懲戒制度を越えて、さらに調査委員会等設ける必要があるのではないかと考えています。

それから、調査とは別に被害者が発生した場合の被害者救済のあり方も、弁護士会としても考えていく必要があるのではないかということです。弁護士会の損害賠償保険に加入することについて、具体化すべき必要があります。それから、被害者の救済基金を設置することも必要ではないかといったあたりの具体化を急いでおり、検討しているところです。

それとは別に成年後見人制度の関係で、高齢者・障がい者に関する委員会が中心となってこれからの成年後見人候補者を推薦し、また後見人等が実際に業務を行っていくにあたり、当該業務についてどのように指導していけばいいかということについて検討しています。適切な後見人候補を推薦するにはどのような方法がいいか。家庭裁判所と常に協議をして、そしてその協議会の情報を十分活用していき、早期に不祥事を発見して、早期に対応していく必要があるのではないか、そのためにどうすればいいか、後見人である弁護士に対する指導監督はどの範囲まですべきなのか、後見人は定期報告をする必要があるわけですけれども、そういった報告が遅滞していないかといったところからチェック事由として指導監督する必要があるか。そういったことを高齢者・障がい者に関する委員会では検討しています。これからも不祥事を排除すべく徹底して進めていきたいと思っておりますが、委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。委員の皆様から、今回のこの議題について、ご意見を頂戴したいと思います。どうかよろしくお願いいたします。どなたからでも。では、清原委員。

(清原委員)

ご説明ありがとうございます。大変多岐にわたる視点から取組をされていることがわかりました。また、今回、この預り金等の取扱いに関する規程をまとめられて、すべての弁護士の方に改めて考え直す機会を提供されたことは貴重だと思います。先ほどの会長のご挨拶、そして横溝副会長のお話を聞いていまして、この問題には、今現れてきている超高齢社会のいろいろな課題の一つが、弁護士会の中にも表れていると思えました。私はすべての不祥事を承知しているわけではありませんが、相対的に高齢の弁護士が、なぜこのような不祥事に手を染めるのかと不思議に思うことがありました。

先ほど、山岸会長が、高齢になった弁護士のあり方、あるいは事務所のダウンサイジングをどう図っていくかといったことも大事なポイントではないかとお話されたということは、私が感じた印象に対する会長としての問題の整理と想ってうかがいました。

どれほどご経験を積まれていても、逆に経験を積まれているからこそ、何か落とし穴が弁護士ご本人の高齢化の中に隠されているかもしれない。関連整備が必要だと感じたのが1点目です。

2点目は、最後のほうにご説明があった成年後見人制度との関係です。長寿化が進みま

して、三鷹市でもやはり長寿の市民の皆様から、成年後見人についてのご相談を受けることが増加しています。私たちが学びながら成年後見人制度を専門家の方や、また社会福祉協議会と連携しながら進んでいるのですが、ニーズは増えていくということがもう顕著だろうと思います。そうしたときに、弁護士への期待、あるいはご相談も増えていかざるを得ないと思いますが、そのときには必ず金銭が絡みます。ですから、弁護士の皆様においては指導監督のあり方、定期報告の徹底、家庭裁判所との協議のあり方なども全部詰めてご議論いただいています。ぜひ、不祥事対策という観点だけでなく、どのような成年後見人のあり方が、これからの超長寿社会の中で求められていくかについてご議論いただきたい。本当に1件、2件の不祥事があっても、それが信頼を覆すことがあります。そういう意味でも、本来目的はポジティブなんです。ネガティブな面を減らす取組を常に発信していただければありがたいと思います。

そして、このような規程は、弁護士がこれをご承知になるだけではなく、私たちが弁護士に相談するときに、金銭のやり方を依頼者としてはどのようにするのが望ましいのかということ、国民・市民にもお知らせいただくとうれしいと思います。私たちは弁護士から何か指示されると、そのようにするのが当然だと思ってされている方もいるかもしれません。段取りや、金銭をやりとりするときには、こういうことが大事であって、こういう仕組みになっているということも一般にも周知していただく取組を合わせて行っていただければありがたいと思います。

いずれにしても、超長寿社会と申しますか超高齢社会の中で、弁護士のいわゆる不祥事というものが起こりうるような動向が、これからはなくなることはないように感じました。そういう観点からも今回のように信頼回復の取組をしていただければ、大変意義あることと感じました。以上です。ありがとうございます。

(北川議長)

どうぞ、お願いします。

(湯浅委員)

お話の中に、会費滞納が端緒になるというお話がありましたが、重要なポイントではないかという感じがしていました。自治体でも、自治体に納める税の滞納がきっかけになって、福祉サービスにつながったり、場合によっては多重債務が発覚したりします。いろいろなことが掘り起こされますが、その結果として徴税率が上がるという経験をしている自治体がいくつかあります。会費滞納が端緒になるとそこから先は、強制的に調査する権限を持っていないと思うのです。いろいろな問題が何となく示唆されたというか、何となくわかったとして、必要なのはそのときのそれこそ事務所のたたみ方のサポート、あるいは事実関係の調査、対象弁護士の領域に踏み込んでやらなければいけないのではないかと思います。そのあたりはどのように構想されているのでしょうか。

(横溝副会長)

最終的には一定の期間経過すると、懲戒になり得る事由にはなっているのですけれども、

その前の段階でどういうふうに指導監督していくかというところが問題にはなっていないかと思いますが。今われわれが考えているのは、何か月間か滞納の事実が事務局から報告されたら、その報告をきちんと取り扱うようにして、その上で報告があったときには、弁護士会の執行部でその対象弁護士に弁護士会にお越しただいて、あくまでも任意ではあるのですけれども、事実確認から確認を始めていただいて、その事案に沿ってアドバイスしていくということからなるかと思っています。

(湯浅委員)

成果を上げている自治体の例でいくと、その呼び出したときに、徴税担当の役所の職員がもちろん同席するのですけれども、かなり強制力があって、差し押さえられるおそれもあるために滞納者は来ます。そのときにいろいろ福祉系の担当者、多重債務の関係者が同席しているのです。相手からすると行ってみたらそこにいたというところで、何があったのかという話を聞いているうちに、個人の問題を掘り起こしていきます。何かそういう工夫があると、そこは単なる形にだけに終わらないために必要かと思っています。

(横溝副会長)

確かにそうですね。指導するのだ、監督するのだという目線ではなくて、あくまでもこの状態を脱出させて、さらに弁護士活動をしっかりやってもらいたいという方面からやらないといけないとは思っています。そういう意味では大変参考になるお話だと思います。

(清原委員)

今、湯浅委員がおっしゃったことは私もとても大事なポイントだと思っています。三鷹市では納税相談としています。滞納整理というのは、内側では滞納整理などという言葉を使うことがありますが、何かそれはとても無機質なお金の動きだけを見ているようで、市民の方に寄り添わないあり方だと思います。納税できない理由があるわけですから、それが本当に単に忘れていただけなら、それをお知らせするだけで十分ですので、電話催告で十分なのです。しかし、湯浅委員がおっしゃったように、例えば犯罪の被害者、あるいは疾病が重く本来なら生活保護を受給されてもよろしいのに自力でどうにか乗り越えようとされているなど、いろいろなことがあります。

ですから、悪意があるわけでもないことが会費滞納にもあるかもしれません。会費滞納であれば何らかの前兆かもしれないということで寄り添う、そして先ほど山岸会長もおっしゃったように、どう事務所をダウンサイジングしていくか、クローズしていくかということと関係しているかもしれません。ご活躍された方であればあるほど、収束するというのは難しいのではないかなと、私のような素人は容易に想像してしまいます。何か相談と申しますか、そういう柔らかさがあるといいと感じました。

(山岸会長)

ご指摘のとおりだろうと思います。弁護士は職務の独立性ということ非常に重んじてきたということもあり、しかもプライバシーの問題もある。ですから会費を滞納している、預り金の返金が少し遅いようだがどうしたかという相談、苦情、いろいろなものがリンク

していなかったというのがあります。懲戒の申立は結論が出るまでは濫訴もありますので秘密でしたが、いろいろな問題点があったのをもう少し情報共有しましょうになりつつあります。これは各弁護士会の会長・副会長、いわゆる選挙で選ばれる執行部と、まったく独立性のある綱紀委員会、懲戒委員会が存在するという建付けですので、情報を全部とるということは、本来やってはならないという建前もあったのですね。ですから、そのあたりをこういった不祥事の早期発見、被害拡大防止のために、もう少し情報を共有していく。しかし、弁護士会も一つの権力だと言われることがあるので、あまり指導監督を前面に出すというよりも、今おっしゃっていただいたように助言をする、相談するというところから入っていく。そうすると、早期であれば、自分は問題ありと認識されていると思うと、自戒をしていくことも期待しながら、あるいは相談をしながらということ。そういう意味で、いろいろなことを工夫をするように各弁護士会にお願いをしてくれています。

(荒事務総長)

2点ほど、荒からお話します。今お話が出ていたいろいろなメルクマールを執行部が収集をして、危険を察知するということがなかなかうまく噛み合っていなかったのが、ようやくこの2年間で噛み合うようになってきています。表沙汰になった不祥事の中には、弁護士会の会長や執行部が情報収集をして、それで対応できたという事例が出てきています。今言われた会費未納と法律相談センターに対して報告をしなければいけない、あるいは市民窓口に対して苦情が重なってくる、あるいは日本司法支援センター（法テラス）の事件の着手報告書、中間報告書、終了報告書に目配りをしていくということが、本当に遅いと思われるかもしれませんが、ようやくやれるようになってきました。

そういうところから入っていく中で、第2段階として、弁護士会は指導監督権を持っているので、本人を呼んだり、本人のところに行ったりして対応するときのやり方について、清原委員がおっしゃるようなやり方を、今後はさらに強めていかなければいけません。

超高齢社会のメルクマークのもう一つが、成年後見の第三者後見が昨年5割を超えたということです。親族後見が8割で、第三者後見が2割だったのですけれども、家庭裁判所が徐々に第三者後見の割合を高めていくという中で、弁護士、司法書士、社会福祉士の割合が4割を超えていくということで、需要が高まっている。成年後見人としての専門職の弁護士、司法書士、社会福祉士の役割が高まっている。そういう中でどういう人を推薦してやっていただくかということに、積極的にわれわれ弁護士会のほうに関わっていきましようというのが今回の見直しです。弁護士の職域が拡大していく中で成年後見の金銭管理をどうしていくかというところを今問われつつあるということです。

(長見委員)

質問です。一つは、財政的に困難になって使い込みをするという弁護士だけでなく、横領のような形をされる方の割合というのはどの程度なのでしょうか。もう一つ感想なのですが、私ども消費者関係団体でも、2013年12月に「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が可決・成立しました。損害賠償請求

ができるようになったのですけれど、その仕組みをつくっていく一つの組織を私たちもつくっているのですが、預り金がいろいろな形で出ます。弁護士にたくさんご協力いただいているのですけれども、取扱い例など参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(北川議長)

では、質問にお答えいただけますでしょうか。

(横溝副会長)

204 ページの資料 3-2-2-2 をご覧いただいて、あくまでも市民窓口寄せられた苦情内容の内訳なのですが、預り金処理は 2.1% になっています。これは預り金関係でいろいろ依頼者が苦情申立をした割合がこのくらいということです。なかなか返金してもらえませんということだと思います。これが懲戒まで行くとすると、もう少しパーセントは減ってくるのかもしれませんが。

(北川議長)

よろしいですか。

(長見委員)

はい。ありがとうございます。

(北川議長)

それでは、中川委員。

(中川委員)

不祥事の撲滅について、いろいろな取組をされているということは大変心強く思いました。特に情報共有といいますか、大変大切なことですし、私も日本司法支援センター（法テラス）で審査員をやらせていただいています。情報が無いというのが一番困るのです。非常に限られた情報で、何か結論を出さなければいけないというのが、大変困っております。その辺が弁護士会全体として共有できるということは、大変いいことではないかと思いました。

二つばかり、不祥事について申し上げたいと思います。一つは、今ご指摘の 204 ページの苦情の内容なのですが、これは前回も申し上げた記憶もあるのですが、要するに苦情の中身として、処理の仕方、処理の遅滞、対応態度という三つで 7 割以上占めているのです。報酬や結果についての苦情は比較的少ない。これが一体何を意味するか。処理の仕方というのは、例えば依頼人に対する報告、連絡、相談、いわゆるホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）が少ないということであろうと思います。処理の遅滞というのは、いわゆる事件放置といいますか、着手をしても着手しないということであろうと思います。対応態度というのは杜撰な事務処理、あるいは横柄な態度といったことであろうと思います。これがすべて不祥事として懲戒になるというわけではありませんが、そのうちのいくつかはそのようになっていく。特に、事件遅滞はかなり深刻ですし、しかも懲戒案件としてもかなり大きい。

この間、日本司法支援センター（法テラス）のある立派な方とお話して、一体弁護士というのは事件の依頼を引き受けたときに、どれくらいのスピードでこれを処理する感覚なのではないかということを知りました。一般の不法行為事件なら時効が3年だから、3年くらいですかねという回答だったのです。びっくりしました。それはないではありませんかと。それは医者にとてれば、まだ寿命がだいぶあるから、そのうち治してあげるといふのと一緒で、根本的に依頼する者、困っている者の感覚をまったく斟酌していないということになるのではないかという議論になったのです。

ですが、本音が聞けたのではないかと。要するに、ここにいらっしゃる皆様はそうではないと思いますが。これは非常に市民感覚とは大きなズレがあるということにして、困っている、苦を抱えている人には、とにかくそれを和らげてあげるといふ感覚が必要ではないかと思ひます。この苦情の全体の7割がそういう性質のものが多いといふことは、弁護士の職業感覚との大きなズレを表しているのではないかと私は感じます。

どの職業もそうですが、やはり迅速に処理する、あるいは適正にそれを行うといふことについての工夫、努力、何らかの形でやはりやっていく必要があるのではないかと。何となく弁護士の信頼といふのでしょうか、立派にやっているのだけれども、最後のところで尊敬できないといふ原因は、私はここにあるのではないかと思ひます。感覚のズレです。

大袈裟な話ではなく、簡単に言えばマナーの問題です。社会人としてのマナーですけれども、一般社会人のマナーをきちんとやれば、非常に大きな信頼なり尊敬を勝ち取ることになるのではないかと思ひます。これをどのようにやっていくかといふのは、非常に難しいです。本来は家庭内の教育であり、学校の教育なのです。それを出来上がった、しかも職業自治権を持っている方に、どうやって植え付けていくかといふのは、非常に難しい問題だと思ひますが、不祥事対策の一環として考えていただくといふのも、無益なことではないかと思ひます。これが第1点目です。

第2点目は、先ほどから議論が出ていますが、弁護士白書2013年版の233ページでして、清原委員もおっしゃいましたけれども、懲戒処分を受けた弁護士の年齢を見ますと60歳以上の方が突出しています。これもまた一般の話とは違うわけで、功成り名遂げた人ほど不祥事が少ないといふのが一般的なのですが、弁護士に限っては逆の現象になっているといふ印象を持ちます。

これはなぜかといふと、いろいろな原因が私はあると思ひます。一概には言えないと思ひますが、その原因の一つにはもしかすると認知症の問題、いわゆる高齢化による能力の低下、あるいは意欲の低下といふものがあるのではないかといふ気がします。そんなことあるわけがないとおっしゃるかもしれませんが、実はそんなことはなくて、これは厚生労働省もいっていますけれども、65歳以上の方の15%は認知症なのだといふそうです。予備軍を含めるとその倍だといふ。ですから、65歳以上の30%、3分の1の人は認知症の予備軍ないしは認知症といふことになります。

弁護士、あるいは医者だといふても、そこから逃れることはできないのです。ある一定

の確率で必ずそういう方がいらっしゃるということも、事実として直視しなければいけない。そうしますと、いわゆる弁護士としての高齢者対策は、実は弁護士だけではないと思います。依頼人の側も同じだと思うのです。依頼する側もやはりそういう人が依頼人になるということですから、総合的な高齢者対策というものをやはり考えていく必要があると思います。依頼人が安心して、お年寄りの弁護士でも大丈夫だと思えるようにするにはどうしたらいいかという話です。特に、地方で頑張っているという弁護士というのは結構いますから。

そんな方をどのようにケアするか。ケアというのはおかしいですけど、これも非常に難しい。個人のプライバシーの問題もありますが、無視できない問題の一つではないかと思えます。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。あとはよろしいですか。

はい、どうぞ。

(松永委員)

中川委員がご指摘なさったのと同じページで、233 ページなのですが、懲戒処分を受けた弁護士の方の人数と懲戒回数、これには私は驚きました。企業では懲戒を5回以上も受けるなどということは、まず考えられません。ですからこの間も申し上げたと思いますが、身内に甘いというところも表れているのかなと思います。そのことも踏まえて今回これだけのことをつくられたことには、大変進歩があったと思いますので、情報をきちんと管理していただいて、5回の懲戒はあり得ないと認識していただければと思います。

(湯浅委員)

先ほど中川委員がおっしゃったことで、いくつかの弁護士、司法書士の法律事務所で、精神保健福祉士の方や社会福祉士の方を雇っていて、メンタルに問題を抱えている方や認知症の方も相談に来られる。それで面談のときに必要に応じてその方たちに振るということを総合化してやっている事務所を知っていて、こういった取組をいいと思っています。そういうものの割合は恐らくまだ少ないとは思いますが、弁護士会として把握されていますか。

(荒事務総長)

把握は特にはできていませんね。

(山岸会長)

よろしいですか。中川委員のおっしゃったことはまさにそのとおりに思っているのですが、難しいと言っているのも仕方ありませんので、できるところから一つずつやってはいるつもりです。意欲の低下、能力の低下、これは歴然としてあります。ただ個体差があるものですから、私の先輩のように90歳でも私以上に緻密にやっていたらっしゃる方もいれば、50代でもかなり老け込んだり、うつ傾向、あるいは認知症の傾向が出たりということがあるので、なかなか難しいないと思っています。成年後見人になるのに年齢制限を設けると

いう議論があったときも、その年齢から始まって業務はしばらく続くわけですから、就任のときに65歳くらいだったらもうそこで制限してもいいのではないかという意見なのですが、反対意見のほうが強かったです。

それですと、どちらが被後見人かわからないようでは困るというようなことを言っているのですけれども、なかなかそこは個人差があるものですから、本当に能力が落ちてきたからもう辞めてくださいということを、誰が強制的にやれるかという問題があります。これは弁護士会でもなかなか難しいと思っています。

それとうつの問題で、私は職員に関して一度苦労したことがあるのですけれども、産業医に聞くと、50人に1人はしょうがないと言われるのです。そうすると、弁護士3万5,000人いますので、これで50人に1人とされてしまうと、なかなか大変な問題だと思います。そういったメンタルヘルスケアの問題、それから認知症がどの程度進んでいるかという判断の問題、いろいろなことに関心をもっていかないとなりません。それと冒頭に戻りますが、プライバシー保護や守秘義務、いろいろな問題はありますが、やはり被害拡大防止のためにやっていこうということで、私どものほうで情報をしっかりつかんで総合的に判断してほしいと。会費滞納は言われるとそれは納める、預り金を返還してもらっていないという苦情があるとその方は払って解決するとなると、ぐるぐる回っているうちに被害額が大きくなっていくということをつかむには、きちんとした調査が必要なのだらうと思います。

そんなことで、あるところで発覚した大型の横領事件も、そういったことを要請し、調査をして炙り出されてきたということがありました。そういったことは非常に恥ですけれども、これ以上先送りにせず、この時期にきちんと膿を出して解決をして、再発防止をしっかりと施策として実行していきましょうということで取り組んできたつもりですが、まだまだ足りないということは十分承知しています。

(北川議長)

私も一言。例えば、行政体が比較検証の対象になるかというのが、20年前にもう問題になったのです。自分たちはやっているのではないかと。何が文句あるのだということに対して評価システムが入って、第三者評価が入って日本中の公務員がハッとしたわけです。それで、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に結実していった経験があります。

そうすると、医療問題などでもセカンドオピニオンなどといった形になると、誉れの高い医者が、自分がやったことに文句あるのかということに対して、大変な抵抗があったと私は思うのです。客観的にそれが正しいかどうかということは、医療の世界の信用度を高めるという意味では、すごく意義深いものだと思うのです。そうすると、弁護士の場合には、例えば成年後見人制度のときには第三者を入れるということがルールとしてあって、多分に主観的な問題が含まれていると思うのですが、それに対してすごい抵抗が起こると思うのです。いろいろなことがあるのでしようけれど、第三者がセカンドオピニオンをするようなシステムを設けていかないといけない。努力はしたけれども、50人に1人の割合

でうつ症状を発症する方はいらっしゃると思うのです。そういうことになったときに、こういう手続をしていますとなれば、われわれ依頼人は、弁護士に安心感を持てるし、行政対応もいろいろな行政訴訟の対象の問題を含めて、そういうところまではまだいけないでしょうか。第三者が必ずきちんとチェックするというのがあった上で動いていくということになれば、さらに信用が高まるのではないかと思います。行きすぎでしょうか。

そういう時代だと思うのですね。だから対症療法だけではなしに、積極的にどう構築していくか、おそらく社会の仕組みや年齢構成が変わってきたので、弁護士会もそういう時代に否応なく踏み込まざるを得ないという意見です。

(荒事務総長)

ありがとうございます。

(山岸会長)

そういったお考えがあることは十分承知して、私もそちらに理解を示すほうなのですが、内部的にはまだまだ独立性ということに対して非常に強くおっしゃる方が多い。学者も弁護士の職務の独立性ということを使うし、弁護士会もそこに口出してはいけないと担保されなければいけないと言う。どの程度どうしていくか、なかなか難しい問題です。私などは、刑事事件中心に処理方針や解決方針、業務のやり方といったものに口出ししてはいけないというのは、それはまったくそのとおりでと思うのですが、お金の絡む問題に怪しげなことがあるときに、きちんと調査をして信頼を高めていくための第三者性といいますか、弁護士会の関与ということもあっていいとは思っています。また次期執行部に厳しく言ってください。

(北川議長)

以上でこの議題は終わらせていただきます。横溝副会長、ありがとうございました。清原委員から。

(清原委員)

すみません。野村弁護士、せっかく来ていただいたのに途中で失礼いたします。

(野村法制企画官)

とんでもございません。

議題②被災地自治体における弁護士職員の活動状況について

(北川議長)

それでは、第2の議題に入らせていただきます。「被災地自治体における弁護士職員の活動状況について」を検討していきたいと思っております。

本日は、野村裕石巻市総務部総務課法制企画官にお越しいただいています。早速ですが、野村弁護士から、ご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(野村法制企画官)

野村です。本日は貴重な機会を頂戴しました。議事録もここ数回のを拝読しましたがけれども、私としてもいろいろ悩みながらやっている部分というのが、この市民会議の場で議論されていて、本日はかなり率直にお話を申し上げて、またそれに対していろいろご意見等を頂戴して、今後の活動につなげられたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

事前配付資料に私の今思っていることをいろいろ書かせていただきました。ですので、こちらをベースにしてお話しさせていただきたいと思います。まず1ページの第1のところ、石巻市役所への赴任の経緯などを若干紹介させていただきますが、私は日弁連がウェブページで募集していた東北地方沿岸部の被災自治体への弁護士派遣というのを弁護士会のメーリングリストで知って、ウェブページを見て個人的に応募したという経緯でした。

日弁連からの推薦をいただいて、平成25年5月1日付で、つまり今9か月目ということになるのですが、石巻市の特定任期付職員として総務部総務課法制企画官を拝命しました。任期は2年ですけれども、当初からプラス1年間、3年間やると思っていますので、2+1にしてくださいというお話をしているということです。

弁護士資格については、赴任と同時に仙台弁護士会に登録替えをしています。任期終了後は出身事務所であるのぞみ総合法律事務所に戻してくださいというか、戻ってこいと今のところ言ういただけているという状況です。

赴任の動機等の詳細は、石巻市に提出した履歴書、恥ずかしいのですけれども、何と申しますか、応募する人間の気持ちとして付け足させていただきました。11ページ以下にあります。その中で適性について、あるいは志望理由といったことを書いています。ここでは詳細を申し上げませんが、そういうことを思いながら手を挙げたということです。

要するに東日本大震災直後から何か震災事業に貢献したいと思いつつも、なかなか行動に移せていなかったということですが、思い立って被災地に行ってしまったということです。ただ、単に意欲や志といった話だけではなくて、もちろん自分なりにいろいろな条件やタイミングが合ったということも、当然あったと感じています。

配付資料1ページの第2、石巻市の被害概況および復興の現状ということで、石巻市役所で弁護士が働くことの意義を考える前提として、石巻市の深刻な被災状況を若干お時間をいただいてお話ししたいと思います。まず、石巻市の津波被災状況ですが、石巻市は、平成17年に旧石巻市と近隣の6町とが合併してできた面積555平方キロの市です。位置等については、事前配付資料の15、16ページに地図を付けさせていただきました。この15ページの地図をご覧ください。宮城県の中で石巻市は面積もそれなりに広いですが、形が非常にいびつと申しますか、まとまっていないと申しますか、6町の合併に伴って突き出した部分があったり、あるいは近接した中でも女川町は原子力発電所があるために合併していなかったりといった合併事情があった、そういう市です。

レジュメのほうに戻りまして、旧北上川の下流域、仙台寄りのほうに中心市街地があり

ます。これは旧石巻市の部分です。合併前から石巻市だった部分です。そこは一部を除いて浸水しています。市街地でも人的被害も非常に大きかったということです。それに加えて半島部、半島部というのが旧6町です。それから旧石巻市にも半島に属する部分もあります。半島部を擁していて、大変海岸線が長い地形です。したがって、津波で被害を受けた漁港、浜がたくさんあります。この中心市街地と半島部を両方擁するというので、バランスよく復興を進める上での悩みがいろいろあるというところなんです。

先に述べた合併について、こういう2種類の地形があるということで否定的に評価されている部分もあります。そういう中で、ただ合併後に被災したということは動かせないです。その条件の中で市役所としては精一杯やっているというあたりもご理解いただきたいという気持ちもあります。

石巻市は、死者、行方不明者が計3,600名です。被災地全体で1万8,000人くらいです。そのうちの5分の1は石巻市ということになります。それから、津波で被災して全壊した住家、人の住む家が2万棟、これも全国の約6分の1という甚大な被害を一つの市で受けてしまったということです。合併した旧町役場である総合支所のうち2か所は全壊しました。多数の市立の学校、とりわけ大川小学校なども甚大な被害を被っております。これに対して市の規模としては、現在人口15万人、震災前が16.3万人ということで、宮城県第2の人口を有する地です。ただ、仙台市とはもちろん大変な格差があります。そういうマンパワーというのでしょうか、職員の数で言うと、その程度の規模でありながら、全国の5分の1とか6分の1という被害を抱えている状況です。石巻市が最大の津波被災自治体だという言われ方をすることもありますが、自治体の規模に比した被災の割合、あるいは被災の総量、そういう双方を勘案すると、あながちそういう最大という言い方も誤りではないように思われます。

2ページの第2項、住宅の再建についてですが、現在もプレハブの仮設住宅の入居者だけで6,600戸、約1.5万人、人口の1割はプレハブ仮設に住んでいます。それから加えて仮設扱いの民間賃貸住宅が4,700戸、これも約1万2,000人住んでいるということです。したがって、この仮設住宅に住む方々がこれだけいるということは、その方たちの恒久的な生活再建の場を整備する必要があるということです。仮設住宅についてですが、本日の配付資料中に7枚ほど写真を提供させていただきましたので、6ページをご覧ください。写真の⑤です。「眼下に仮設住宅の大団地」を付けさせていただきました。この短冊のようにきれいにそろった屋根が見えると思うのですが、ここは東北最大の団地ですけど、まだこれだけの家があります。この仮設住宅は入居率も石巻市で非常に高いというのですが、まだ空いて片づけるという段階にはまったく至っていません。約95%かそれ以上の人が住んでいる状況です。

レジュメに戻ります。生活再建の場の整備というのは、職業の復興と住宅の復興とこの二つが両輪だと思うのですが、非常に重要な仕事であるということです。

2ページ、住宅の再建についての第2段落ですけれども、これに関する主たる復興事業

の①として、いわゆる高台移転、防災集団移転促進事業、本日「防集事業」という言い方をさせていただきますが、それがあります。半島部で46地区、46の浜に対して事業をやっています。このうち造成工事に着工できたところがまだ17地区ということです。これにプラスして防集事業は市の中心部でも大規模に行われています。

また②として、土地区画整理事業、これは既存の市街地、つまりもともと家が建っていたところの土地区画整理だけで9地区、192ヘクタールの広い範囲で予定されています。

③として、復興公営住宅については、4,000戸を整理目標として進めています。これは平成26年度末、今から1年後までに1,500戸、2年後までに3,200戸の供給を予定しています。まさに今から、計画が終わってこの1年、それからその次の1年で造っていくという予定になっています。これら住宅再建に関する事業を中心として平成26年度、平成27年度が、復興事業のピーク時期と見込まれている状況です。

人員不足というところですが、石巻市で予定されています復興事業は、事業総量も件数も多くて、予算累計は9,000億円を超えるような規模でやる見通しになっています。全国の自治体から多数の応援、職員の派遣を受けるなどしておりますけれども、なおマンパワーは不足してしまっていて、ちょっと皆様の感触と一致するかはわかりませんが、これからがピーク時期なのです。そのピーク時期においては、100名以上の人員不足に陥るといふ試算がされてしまっていて、まだ本当に今から人がほしいという状況です。

第3として、私が担当している職務の内容についてです。私の位置付けですが、総務部総務課法制企画官という新設のポストに充てられています。3ページの2行目、給与の待遇としては、市で言うと次長級に相当するということです。ただ、見かけ上の位置付けとしては、総務課長の下で総務課の課長補佐と同列くらいに扱われているという感じです。オフィスの中では総務課長の席の前の平場の6名の島の一角にデスクを置いています。これは本日配付した写真の③をご覧ください。私が右上のほうに座ってしまっていて、奥にいるのが総務課長、こういう感じで仕事をしています。

レジュメに戻ります。オフィスの中でそういう場所にいるのは、これは私と総務課、あるいは他の課の各担当者との距離を近くして、誰からも相談しやすい環境をつくるということで、総務課長などのお考えで配置されたようです。これは私としても大変適切でやりやすい位置取りと感じています。総務課において、実務を担う職員の皆様が周囲で活発に仕事をしていらっしゃいます。初めて自治体に行った私としては、自治体における事務全般の概要に触れることができますし、石巻市の現状を把握する上でも、非常に効率のいい環境と感じています。こういう場所ですが、実質としては、総務課という部署にも強くは縛られませんので、半ば独立した法律の専門職という立場として、扱いとしては非常に丁寧に扱っていただいていると感じています。

担当業務についての事前協議ですけれども、法制企画官というのは新しいポストですので、何も仕事というのははっきりは決まっておらず、赴任前の協議では、石巻市が抱える各種の法的問題について市役所内の各部署からの法律相談を受けるが、市民からの直接の

相談は受けないという大枠だけが決まっていた。私からも、まずは市役所の中の法律相談を受けながら、市役所のためにお役に立てる分野や業務を探っていきたいというスタンスで入りまして、了解されていたところです。

実際に石巻市役所に身を置いてみて、自治体の事務において、弁護士が貢献できる分野は本当に広範囲にあると感じています。その中で具体的にどの分野を重点的に手がけていくかというのは、その弁護士の個性、資質、経験にもよると思いますし、その時々各自治体の抱える課題や人員の配置状況も勘案しながら、赴任した弁護士と受入自治体とで意見を交わしながら選択されていくべきではないかと感じているところです。

実際に担当している内容や件数ですけれども、私が赴任してから平成 25 年 12 月末までの 8 か月間に、数え方にもよりますが事案、事件の数は 160 件以上を扱っています。東日本大震災関連の相談案件としては、具体的にはこういうものがあります。(1)から(6)まであげさせていただいていますが、(1)として防災集団移転促進事業、あるいは土地区画整理事業等に伴う不動産権利関係の問題。私が行く前にイメージしていた仕事としてはこのあたりなのですが、法定相続人が多数いる、あるいは法定相続人がいない、不明、それから過去の権利関係の登記が残っているとといったものの処理の問題です。実際にはそれほど割合として大きいわけではありません。

(2)としては、防災集団移転促進事業に関する入居者との契約内容の検討といった業務です。あるいは(3)として復興公営住宅の整備、(4)として被災者の生活再建支援の各種の制度、弔慰金や給付金といったものの運用上の問題、(5)として災害廃棄物処理とか被災建物の解体があります。東日本大震災直後に起きた大変な問題を処理することに伴ってすごいスピードでいろいろな物を壊したりしているので、損害賠償等の問題が結構な数あります。そういうものの処理、あるいは証拠がない中でそういう業務をやった方々のお金の不払いに伴う事後的な紛争というのがたくさんあります。それに巻き込まれるという問題があります。(6)として復興政策における法的リスクの検討があります。今後やっていくことについてもいろいろな検討もさせていただいています。

その他には、紛争事案やコンプライアンス、危機管理、情報公開、個人情報保護、契約、債権の管理回収、研修など、法律関連事務には幅広く対応させていただいています。ただ、そういう中で全体としては、東日本大震災に多少なりとも関連する業務で 8 割以上は占めていると感じています。

津波の被災自治体において、赴任した弁護士が担当する意義があるという案件は、本当に広範に存在しています。そうしたニーズは今後数年間にわたって維持されると考えています。石巻市についていえば、私が仮に 3 年間の任期を全うしたとして、平成 28 年 4 月になって、もう自治体組織内に弁護士はいりませんとは言われないだろうと思っています。

したがって、私の中では自分の次の人を確保するというのも、いずれ課題になってくると感じているところです。

被災自治体に赴任している他の弁護士とも、メーリングリスト等で活発に情報交換を行

っています。互いに悩みを相談してみると、津波被災した市や町で抱えている法的問題点はやはり共通項が多いと気づかされます。

ここで言うべきかわかりませんが、そこで思うのは、弁護士が赴任していない女川町、南三陸町、陸前高田市といったところは大変なのだろうと心から感じているところです。おそらくいざとなれば相談できる顧問弁護士はいらっしゃると思うのですけれども、復興に当たっている個々の職員は、いろいろな法的な悩みがありながら、不安に思いながら復興事業を進めているという実態がきっとあるのではないかと勝手ながら想像しています。半ば当たっていると思いますが、それに対しては弁護士会として、力強く支援できないかと思っている次第です。

少し脱線しますがけれども、私が石巻市に行って何が具体的によかったかと言われると、いろいろやっているとは思いますが、職員の方の安心感というところが非常に大きいと言われています。職員の皆さんは普段、元からやっていた業務ではない部分の、復興に特有のまったく新しいことをやっています。マニュアルがない、新しいことを不安に思いながらやっている方たちがたくさんいるときに、やはり弁護士がそれなりの根拠をもって、いろいろ後押しできる、あるいは不安に思っている部分を引き受けることができる。ここはこれで大丈夫と、何かあったら私が責任とりますのでやりましようと言える人がいるということが、本当に大きいのではないかと感じています。

4ページの第4で、任期付公務員として赴任するにあたっての私のアプローチを書きました。こういうのもかなり青臭い話もいろいろ書いていて、逐一は読み上げませんけれども、なぜこう書いたかという、履歴書の点もそうなのですけれども、自治体の中に入っていこうという弁護士がどのように考えながら入ったかという意味で、参考として書かせていただきました。

若干読ませていただきますと、(1)として、とにかく謙虚に誠実にやろうということが一つです。(2)として、そうなのだけでも、被災地の復興支援という目的意識ははっきりもっていこうと思っていました。なるべく復興に関する仕事を中心に携わりたいということを目指しました。その中で、当然市役所の一員ですから、役所のためということはあるわけですが、日弁連の推薦を受けていくということですし、常に自分の仕事が同時に市民のため、被災者のためになっているかという意識は忘れてはいけないということを考えています。(3)として、なるべく現場に足を運ぶということです。もともと市町村の役所というだけでも現場だと思のですが、その中でも本当に現場に、ということです。担当案件だけでなく、広くまわりで何をやっているかを見ようということです。

5ページに行きますけれども、私としては、復興関連部署を中心に実務に直結する職員の方々の苦勞を知って、実態や実質を十分に踏まえたアドバイスをしたいと思っています。上司の決裁を得る後押しになったり、わかりやすくアドバイスするというようなことは本当に大事だと思っています。それから否定的な見解を結果的に述べる場合も、それで終わりではなくて、次の対応やステップを一緒に考えるということが大事と思っています。

(6)については事前に思っていたことですが、石巻市は膨大な復興事業を抱えていて、復興事業を担当する事業部署の負担が大きいようでしたので、事業部署の業務遂行の妨げとなっている問題を解決して、事務負担を少しでも縮減したい。そこが1人で行く身として一番効果的かと漠然とは思っていたところです。

少し飛ばします。(12)で、一般的には、自治体に任期付公務員として採用される弁護士は、まわりの自治体職員の法務能力の向上に向けた教育的研修的機能というのも期待されていると思います。それはしないという意味ではないのですけれども、私としてはもう既に目前に法的問題点がたくさんあるので、石巻市に行くということに関していうと、スピード感を持って具体的に解決するというほうがメインになると感じてやっています。

(14)ですけれども、仙台弁護士会の弁護士、また特に地元の石巻地域で開業している弁護士との連携。自分をパイプとして弁護士会と石巻市との連携協力関係を構築したいという強い思いがありました。石巻市に任期付公務員が来たために、顧問弁護士やその他の仙台弁護士会の弁護士が仕事を奪われたと言われたいないようにしたいということです。

(15)として、石巻市という一自治体の中を見るだけではなくて、東日本大震災復興という国家事業の現場での仕事を通じて国や県の行政のあり方も知りたいということを考えながら行きました。

以上、いろいろ項を並べたように、自分なりに理想を設定していました。正直申し上げて、もちろんすべて私はやっていますと胸を張れることはなく、いろいろと反省しているところです。

6ページの2ですが、石巻市で8か月働いて感じていることとしては、以上のようなことをいろいろ思い描いて行ったのですけれども、やはり予想と違ったところは多々ありましたので、一部ご紹介させていただきます。まず、行政が説明責任を果たす上で法律家が担える役割というのが非常に大きいと思っていることです。石巻市に赴任して間もなく、地方自治体における首長部局と議会・議員との距離感というものの重要性に気づかされました。

逆にいえば、赴任するまでは二元代表制に対する意識や実感に乏しかったというところでもあるのですが、行ってみて気がつきました。被災地に対して本当に様々な形で全国から好意的な支援を受けていて、本当に石巻市にもあたたかい支援をいただいています。それを心強く思うとともに、支援を受けていることに伴う責任というのがあります。地方自治体の首長は、一般的に議会及び住民に対する説明責任を果たし続けるということが、一般的に求められていると思うのですけれども、その中でも被災自治体においては、平時の何倍もの復興予算の配分を受けて、過去に例のないような復興事業を手探りでやっています。そういう中で国民やマスコミに対する説明責任をどう適切に果たしていくか、本当に大事なところだと思います。

それがもし果たせなければ、多分すぐにマスコミで取り上げられて、いってみれば復興事業も停滞することにつながるのだと思います。そうすると、そういった説明責任に耐え

られる法令にかなった事務・事業の遂行を実現していくということも、法律家の重要な職務だと思います。

しかし、そういつてすべてパーフェクトにできればいいですけど、そうはいかないわけです。それと同時に過去に遂行した事業の中身、あるいはその中で大小の紛争、不祥事が出るといふときに、その法的な観点と社会常識の観点と両方をもって冷静にアドバイスできる法律家がいるということは、地方自治体に貢献できる一つのすごく重要な分野ではないかと感じています。

私自身もともと企業のコンプライアンスや不祥事対応をどちらかというメインにやっていた、一つの専門分野としていました。そういう意味では生かせるかなと想像していたところもあるので、履歴書などに書くときも、そこが自分のアピールポイントとはあまり思っていませんでした。ただ、実際に地方自治体の現場に来た実感としては、コンプライアンスや危機管理の分野の専門性スキル、あるいはもっといえば説明、やっぴいすることを説明するということに長けている弁護士は、被災地に限らずどこの自治体に行っても貢献できると思います。とりわけ何か課題に直面している自治体にとっては、重要な戦力になるのではないかと一つ実感としてあるところではあります。

7ページに行きまして、復興と予算についてなのですが、行政において予算の確保というのは、常に重要な課題だと思うのですが、いま石巻市でも復興政策部署のリソースの多くを復興予算の確保に注力せざるを得ない状況にあります。そこに対していろいろな制度上の問題をまだ改善できる点は多々あると思うのですが、その説明は飛ばさせていただきます。復興計画、政策立案、復興予算の折衝などにも関与するようになるかなという予期もありましたし、やればやっぴいなりに弁護士の専門性や説明能力を生かしうるとも想像はしています。ただ、石巻市には中央省庁から4名の官僚が向出などで来ていまして、そのご経験を生かしてそちらの部分にとっても精力的に貢献されているので、役割分担としては、今私が乗り出す必要がない、乗り出すべきでもないのではないかと判断しているところではあります。

細かいところは省きますが、当たり前かもしれませんが、こうした役割分担によって、官僚出身者のポジションは管理職的あるいは行政の首脳部に近いところでの仕事、対して私としては、当初のスタンスや入り方の影響もありまして、首脳部に案件を上げる立場の側に立って仕事をしている傾向が割と強いです。もちろん任期付公務員として行政に入った弁護士が、もっと首脳部に近いところにポジションをとって、ブレーンのな役回りで貢献できることもあり得ると思います。そういうこともやっぴいないわけではありません。弁護士が被災地において、行政の中で政策決定に深くかかわるといふのも、本当に意義がある部分もたくさんあると思うのです。そういうことを期待して送り出してくださった方もいるというのもわかっています。ただ、私自身は復興事業を進める部署のフォローを重視する中で、そういうこともまっぴいなくやっぴいないわけではないし、会議にも参加しています。次のページに行きますけれども、政策内容についてもフォローしていますし、政策

決定に関わる方々とのコミュニケーションはしています。

しかしながら、私自身としては自分なりに石巻市の現状を分析して、お役に立てる仕事の仕方として、当面は引き続き現場に軸足を置いてやっていこうと思っています。もちろん、問題意識があれば発言したり、改善に向けて提案したりといった行動につなげる気持ちはあります。少し付け加えると、予算を取るというのは本当に大事なことですけれども、やはり取った予算をいかに使うかということは本当に重要です。実際、いま石巻市では1万5,000人の仮設住宅にいる市民を相手に、一人ひとりを再建しなければいけないという仕事があります。それは予算を取れば終わりではなくて、実現にあたってはきめ細やかさが要りますし、大変です。本当にきめ細かくはできないですけれども、それをやろうとして努力をされている方たちがいるので、その部分に貢献したいということを中心に置いているということです。

(3)の条例や例規の改正等の事務についてですが、説明は省略しますが、そこはあまりやっていません。中身は書きましたので飛ばします。

(4)の弁護士登録についてですが、私が実際赴任して以降の仙台弁護士会、あるいは弁護士との関係や交流を踏まえて申し上げると、地方自治体に赴任する場合に、地元の弁護士会に弁護士登録しているというメリットは、非常に大きいと強く実感しているところです。自治体にいると行政のルートで多くの情報があります。実際自治体の職員というのは、よその自治体はどうやっているかということを見ている、参考にして行政をしているということがあります。もう一つ法律的な観点で法律に基づいてやる、本当に法的な根拠は何かと思ってやるということで、縦軸と横軸で大事だと思っているのですけれども、そういう中でも弁護士会のルートから入る情報も非常に貴重だと思っています。

特に、地方裁判所がある県庁所在地でない地方自治体に赴任する場合は、登録して地元の弁護士と交流するのが大事です。それをしないで、独立して自治体に入って一人で活動しているというのは、弁護士にとって不利益であるだけでなく、せっかく弁護士を採用した地方自治体にとっても不利益です。

また、これも異論があるかもしれませんが、管轄内の自治体にせっかく任期付公務員が来たのに、そういう人と交流しないというのは、地元の弁護士会にとっても不利益かと思っています。その弁護士を孤立させて、弁護士会が自治体に食い込むチャンスをみすみす見送っているのではないかと感じます。

9ページですが、被災地の任期付公務員であることについて書かせていただきました。私としては被災地の任期付公務員、あるいは石巻市の任期付公務員として有効な働き方をしたいということで、今の特殊事情、自分なりに仕事の仕方を模索してきているつもりです。しかしながら、「自分の経験は特殊な事例であって、任期付公務員である弁護士一般には通用しない」ということではまったくないと思っています。任期付公務員として赴任するときには、多かれ少なかれ、自治体の事情、あるいは弁護士の個性、経験に応じて仕事の仕方をカスタマイズしていくことになると思います。

そういう意味では私のやっていることもごく普通にある一例だと思っていますし、自分の経験を踏まえて申し上げれば、弁護士が任期付公務員として赴任するというのは、被災地であってもなくても、自治体も弁護士も両方にとって実りがあると感じています。

最後に、私が赴任することについて思い切ったねと言われることもあるのですけれども、実際には行って来てみて、来てみて本当によかったと思っていますし、まったく後悔していません。今後ともご指導を受けながら最後まで自分なりに、全部はできなくてもやれることをやるということだと思えるのですけれども、自分なりに最後まで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

写真だけ説明させていただきますと、写真の①ですけれども、これは石巻市役所の正面の写真です。仮面ライダーがありますが、石ノ森章太郎さんにご縁がありまして、こういうものが随所にあります。市役所の建物は、実は駅前の元百貨店、デパートが撤退した後が市役所になっています。駅前にあります。

②の写真をご覧いただくと、エスカレーターなどありまして、元百貨店の雰囲気が感じられるかと思えます。右手前が総務課で、私はこういった大きなフロアで働いていて、課長の前で平場にいます。

写真の⑤にいきまして、これが仮設住宅の大団地です。写真の右上をご覧いただきますと、川の向こうに市街地が広がっています。ここが中心市街地です。この川の向こうはほぼ100%ではないですが、山の部分があるのですけれども、そこ以外の海の逆の裏側、この川のほうまで含めてほぼ浸水しています。そういう中心市街地全部が水に浸かったということです。

⑥の写真は、防災集団移転の移転先の団地です。中には先ほど46の浜のうち17個が造成中と申し上げましたが、このくらい進んでいます。しかし、これは造成しているだけです。進んでいるとは言わないかもしれません。こういうところもあるということです。

⑦の写真が、⑥から振り向いた風景なのですが、高台に土地をつくっています。行ってみると、非常に豊かな自然がある中で、未来への希望も感じられると思っています。

以上です。

(北川議長)

野村弁護士、ありがとうございました。

それでは、ただいまの野村弁護士のお話について、ご意見やご質問等々、発言をいただきたいと思えます。どなたからでもどうぞ。お願いいたします。

(湯浅委員)

いろいろとご苦勞様でございます。先週、石巻市に久しぶりに行きました。一番よく行っているのは岩手県の釜石市なのですけれども、役所の方と話していると、復興住宅もですが、これから本格的になっていくのでしょうか。丸3年経ったあたりから、阪神・淡路大震災のときも孤立死の問題が出てきたので、正念場という認識は本当に強く持っています。そういう中で、丁寧にご説明いただいてよくわかったのですが、弁護士会の方と赴

任されている方と緊密に連携をやりとりもされているということですが、他の弁護士が入っていない自治体は大変だろうというお話でした。弁護士が任期付職員として入っていない自治体はまだ多数だと思うのですが、そのあたりの感触としては、どういうところにハードルがあるか、何か得られていますか。

(野村法制企画官)

弁護士が企業に入っていくというときもそうだと思うのですが、私が思っているのは、要するに石巻市に私が行っていて今やっている役割がありますので、いなくなったら多分困るのではないかなと思うわけです。ただ、来てもらうまでは、いなくてもやれているのですよね。だから、きっかけというのでしょうか、しかるべき人が行って、しかるべき仕事をすれば、来てもらってよかったとなるはずなのです。どういうふうに使えばいいか実感がないのかなと思います。

ただ、今弁護士が行っていない自治体というのは、本当に役所の本庁舎が被災しているような自治体なのですけれど、来てもらっても住んでもらう場所がない、言ってみればご遠慮されているのかなと思うのです。でも、実際行くとなると大変だとは思いますが、遠慮している場合ではないのではないかなと実感としてあります。

南三陸町ですと、例えばですけれど、日本司法支援センター（法テラス）に役所の職員が来て役所の相談をするということが本当にあるらしいです。本来はそういう役割ではないはずなのですが、そのくらい困っているのだらうということですね。

(中川委員)

質問ですけれども、この頂戴した資料の47ページに地図があります。ここに職員として採用している自治体だけが出ていますが、野村弁護士のご意見では、被災地の中で大体いくつくらい弁護士が行っていない市町村があるのでしょうか。

(野村法制企画官)

おそらく15くらいでしょうか。これはイメージなのでいい加減です。ただ、そういう中で大小があります。ここで申し上げるのがいいかわからないですが、私の中では例えば陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町、もしかすると山元町がそういった感じなのですが、市の規模に対して被災が大きかった自治体です。あるいは市の本庁舎が被災して職員が結構亡くなっているというところは本当にあらゆる意味で支援もされていると思いますが、法律的な弁護士の支援もあっていいのかなと思います。違う形でいろいろ支援はされています。法律相談、日本司法支援センター（法テラス）をつくったりされていますけれども、自治体の中の支援は、非常に直接的な意味があるのではないかなと感じています。

(中川委員)

そういう自治体に一律に任期付職員として弁護士が行って活動するというのが、非常にわかりやすい話と思うのですが、これはお呼びがなければ行っていないのでしょうか。

(鈴木事務次長)

若干補充します。岩手県から宮城県にかけて沿岸部の自治体にニーズ調査を一度させて

いただいています。日弁連の嘱託弁護士が赴いて、制度について説明し、派遣する弁護士もご用意しますがどうかとお話させていただいています。一度巡らせていただいて、その要望があったところにまずは派遣させていただきました。その後、2013年もやりまして、宮古市から声が上がってきているということです。ですので、野村弁護士たちの活動がまた周辺に聞こえて、ぜひ来てほしいということもあります。恒常的に要望についてのアンテナを張っていこうと思っています。

(中川委員)

今のお話で、企業の法務もそうだったのですけれども、当初は法律手続のようなことだけだったのですけれども、今はもう政策立案の中心に位置付けられていまして、そういうものが法務だと定着しているわけです。ということは、結局使う側がつかい方や価値がわからないというのが基本なのです。企業の場合でもそれに気がつくのに20年くらいかかった。だんだんと社内で、これは役に立つということで経営者が自覚をして、中枢部に近づけてきたという歴史があるのです。非常に時間がかかっているのです。しかし法律家が政策立案の段階から関与するというのが一番大切なのです。結局は末端のサービスをよくできるということになりますので、非常にそれが大切なだけけれど、そこを理解してもらうのは行政の場合は特に難しいのではないかという気がします。ですから、どうしたらいいか。北川議長、何かありませんか。やはり雇う側の問題のように思います。

(北川議長)

それで一生懸命、日弁連や関係者の方も含めて尽力いただきたいところです。山岸会長が日弁連の会長として、表明したというのは大進歩です。なぜ公権力に貢献するのかという立場もあり得るのだと思いますけれども、一報で市役所や県庁の側が受けないという問題もあるのです。むしろ公権力の味方ということではなく、基本的人権や市民の様々な問題に味方するという意味なのです。野村弁護士もここに書かれているように、行政の立場であっても、法律家としてはきちんとしたことを対応すべきだということを心に決めて行かれているということです。私はこういう実態を見せていただいて、そして弁護士会もそういうご努力をいただいて、両々相まっていく。

(中川委員)

PRといいますか、首長が価値を認めてくださるようにならうかという具体的なところはでしょうか。

(北川議長)

本当にご苦労いただいて、ずいぶん変わってきました。弁護士会、あるいは自治体の首長も、真剣に私どもが話をすると、非常に興味を示して一歩踏み込む方と、もう少し様子を見る方と分かれる感じにはなっています。外部の任期付職員とはいえ、専門職を雇うということはまったく頭になかったわけです。終身雇用が前提の組織体が皆様方のご努力で変わってきたところに、東日本大震災がありました。国からの交付税措置があるので、核自治体が個別で出してということよりも、努力の結果は出てきていると思っています。

(フット委員)

具体的な経緯と内容で貴重なお話をありがとうございました。採用の話が出ましたけれども、まわりから見ると相当勇気が要るのではないかと思います。例えば個々に探す場合は、どういうところが大事でしょうか。先ほどのお話で経験、これまでもコンプライアンス関係の仕事をしていたという話もありましたし、経歴を見ますと日本銀行への出向もあったようです。おそらく推測ですが、それを通じてまったく別の組織に入っていくということの様々な教訓があったのではないかと思います。こういう仕事をする弁護士にどのような能力が重要であるかということ、具体的に聞かせてください。

もう一つは、まったく自治体で働いたことのない方がいきなり入ってきて、どうやって溶け込んでいくかということはどうでしょうか。一つの妨げにもなるのではないかと思いますけれども、そこには何かヒントがあれば教えてください。

もう一つは、地元の開業している弁護士との連携、具体的に石巻市に開業している弁護士は何人くらいいましたか。また、そういう方々は最初のころは警戒されたのでしょうか。

(野村法制企画官)

全体的にお話をしたいのですけれども、まず、どういう弁護士が行けばいいかというのは、もちろん理想を言えばいろいろあると思います。それだけでは足りないと思いますけれども、やはり組織として動けるというのでしょうか、いろいろな人がいる中で、それぞれの立場があって、上司はこういうことを考えているが、下の人はこういうことを考えているということがある程度わかる。企業の社長から相談を受けることもあるけれど、社長からいろいろ言われて悩んでいる部下からも相談を受けているということもある、そういう組織として動ける、組織のいろいろなことをわかっている弁護士が行くのがいいのではないかと感じています。そういったところが基本的に大事で、意外と企業法務をやっている方が、まず馴染みやすいのではないかと思います。

いろいろあると思うのですけれども、例えば留学をするということを考えた場合に、もちろん留学してそれを生かして仕事をする弁護士もいると思います。しかし、留学は留学としてやったけれど、結局直結しない仕事をしている人はたくさんいると思うのです。そういう方が留学する代わりに、5年目、6年目の弁護士が地方自治体で修行してくるかというのもいいのではないかとと思います。

石巻市の場合は本当にイレギュラーなことがたくさんあって、普通に新聞を読んでいても記事が出てくるわけです。ですから放っておいても情報が入ってくるというところはあります。逆に、例えばそうではなく、特に注目されているわけではない市町村の自治体に行ったときに、そこで何が起きているかを知るというのは、意外と難しいと思います。石巻市はあまりにいろいろと起こりすぎていて、全部は見られていないと思うのですけれども、そういう意味では少し特殊な事情があって、外からの刺激が多いとは感じています。

また、姿勢としていえば、要するに他の人が何をやっているかに好奇心を持つということがいいのかなと思います。それによって広がっていく部分というのはあるし、ここにこ

そ力を使わなければと感じるところもいろいろあるのです。

それから、地元の弁護士の話ですけれども、実は石巻市は支部の登録会員が私以外に 10 人くらいいます。そのうち、年配というか、経験を積まれた弁護士が 2 人、残りの 8 人は若い弁護士です。そのうち 3 人は東日本大震災の直前くらいに 3 人続けて登録されていました。ということは、プラス 5 人、後から来ているという状況です。

たまたまなのですけれど、期の上下の差がすごくあって、私が 54 期になるのですけれど、50 期台の弁護士は私しかいません。下の方々は皆さん 60 期以降なのです。ある意味、警戒されないというか、兄貴的な感じで入れたという感じがあります。あまり警戒されていないのには、私がいずれ東京に戻ると言っているというのものもあるかもしれません。

ただ、若い弁護士というのは、もちろんそれなりに仙台市で経験されてから来ていたりもするのですけれど、商売を広げていくというのと別に、いろいろな仕事を知りたいという気持ちがある反面、不安に思いながらやっている部分もあります。何と申しますか、弁護士同士の交流は大事だと思います。とりわけ、本庁ではないところで身近に弁護士がいて、職業上の秘密はあるかもしれないけれども、情報交換していくことができる。排除や競争ではなく、今の弁護士の状況は、お互いに助け合っるとともに伸びていくという姿勢がまだまだ通用すると思うのです。ですから、そういう意味では、仲良くというレベルです。専門的ではない話で恐縮なのですが、そういうレベルでまず人と付き合っ、それがまた何かつながっていくかなと思っています。

(フット委員)

今後の東京に戻られてからのキャリアには、こういう経験にはどういうメリットがあるのでしょうか。

(野村法制企画官)

わかりません。ただ、東京にいても自分は自治体に属しているわけです。私は武蔵野市で生まれましたが、市役所で何をやっているかあまり知らなかったです。ですが、いま、実はそういう行政の持つ重み、市町村の一員に対する大きな影響を与えているということは実感していて、弁護士は社会のすべてのところに浸透していかなければいけないと思うのですけれど、見えていなかった部分が見えてきたということもあります。やはりそれはトータルとして世の中を知るといいますか、そういう意味でも本当に貴重ですし、毎日楽しく好奇心を持って仕事しています。

(北川議長)

私が方向を示唆させていただきます。市長か知事になりましょう。こんな経験を生かさない手はないと思う。100 の運動よりも、あなたの一つの事実がすばらしい成果を生むとご期待申し上げます。

(松永委員)

私も、今日のお話はすばらしくて、本当にありがとうございました。生きた修行というのは、こういうことなのだろうと感じました。こういうことをきちんと受け止められる若

い方々も増えているのですね。社会的イノベーションもきちんとやりたいということですから。先ほどの不祥事に関する議題の際に一般的な社会性がない方がいるというお話もありましたが、他方でこういうことにきちんと意義を感じられる人も確実にいます。そういう方々にきちんとこういうお話をアピールしていただいて、それがつながって他の自治体に広がるようなダイナミックなウェーブにしていきたいと思います。

(湯浅委員)

先ほどPRのお話を聞いていて、自治体の側の抵抗感といいますか、被災地の市役所の知り合いの主任や課長を思い浮かべながら聞いていました。どう考えるかと思ったら、いろいろ復興事業で新規事業があつて、ただでさえ大変でもう訳がわからない中何とか寝ずにやっているときに、よくわからない人が入ってきて余計手間が増えるのはいやだと思う方もいるでしょう。それはそうだと思うのです。そのときに、誰がその人に言うと自分たちの仕事が楽になるかと思うかという、多分石巻市の職員だと思うのです。弁護士会の方が言うのではなくて、石巻市の職員がとても助かっているのだという話をすると、それを聞いた役所の方々はそうなのかなと思うでしょう。頭を軟らかくして考えたときに、課長レベルくらいから上げていくという話もあるのではないのでしょうか。例えば場をセッティングしたら、石巻市の総務課長や誰でもいいのですけれども、そういう話をしに来てくれたりするのでしょうか。

(野村法制企画官)

それはもう喜んで来ると思います。

(湯浅委員)

そういう場があると、職員側の受け止めも変わるかなという感じが聞いていてしました。

(野村法制企画官)

我田引水的なのですけれども、やはり身近な人ほど、意義を感じていただいていると思うのです。今まで悩んでいて、顧問弁護士に相談するのもいいけれども全部は相談できないという中で、ここはわれわれで考えてやるかと日々悩みながらやってきた方々なので、実感はいただいていると思うのです。ですから、おそらくまわりの人に弁護士を採用する意義を知らせたいという思いも持っていていただいているのではないかと思います。

先に述べましたけれど、国から補助金をもらっているから採用したというのものもあるかもしれませんが、東日本大震災というのはショック療法だったかもしれません。ある時期になったらもういらないと、お金もかかるからいなくてもいいとなるかという、現場の方はそうは思わないと思います。

(湯浅委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

あとはよろしいでしょうか。私からも少しだけお話しします。顧問弁護士であろうと任期付職員であろうと、法の支配や法の蓄積という意味では、やはり顧問弁護士は必要だと思

いますが、対症療法的になるのではないかと思います。湯浅委員のご質問でも、中に入ってしまうと、今まで食わず嫌いで、自治体から見た弁護士に対するイメージがあったと思うのですが、食べてみたらおいしかったと。私はそういうことが全国で起こりつつあると思うのですが、それを外から説明してもなかなか難しいのです。こういう実態を野村弁護士の上司である課長や一緒に仕事していらっしゃる方々に、どんどん外に出て行っていただければいいと思います。顧問弁護士と任期付採用で職員になられた弁護士と、その違いというのは、入られたら大きかったでしょうか。

(野村法制企画官)

そうですね。実は石巻市の顧問弁護士の方は、本当に残念なことに、2013年の11月に亡くなられてしまったのです。ご高齢ではあったのですがお元気だったのですけれども。私が石巻市に行ったときにも、変なやつが来やがってという感じではなくて、野村弁護士が来たから安心だというような受け入れ方をしてくださったのです。そういう意味では、私としてはとてもやりやすかったです。

もちろん喧嘩するつもりはなかったですし、任期があるということは、例えば訴訟の代理人などをやっても、任期中に終わるかどうかわからないわけです。そういう意味でも継続的な支援ができる顧問弁護士の意義というのはあると思います。顧問弁護士が外部の目という意味もあると思うのです。私も別に大所高所からものを言うということもできると思いますけれども、組織の中に入った弁護士なりの仕事の仕方というのは多分あると思っています。市民の論理、役所の論理がある中で、市民のことも常に頭にありつつ、そうはいってもこの目の前の職員も一生懸命に仕事を果たそうとしているということを感じながら、仲間として、時には仲間なのだけれど意見は言うぞという、真ん中より少し寄った感じで仕事ができるのが、組織内に入る意味だと思っています。

私が偉そうに完全な第三者のような話ばかりしていたら、おそらく面倒くさいやつが来たぞ、弁護士を採用したけれど結構大変だったという話にもなると思うのです。結果的には自分が述べた見解の意味をわかっていただきたいですけれど、どういう言い方、伝え方で問題点を解決していくかということを考えながらやっています。そういう意味で中に入って仲間としてやる、人となりを知ってもらうということが大きいのかなと思います。顧問弁護士は、本当は言っていることは私と同じかもしれないのですけれど、何かあったときに来る顧問弁護士、問題があったときに問題の説明だけをする間柄だと、同じ内容でも少し違うと思うのです。そういう意味で役割分担はあるかと思っています。顧問の意義として言うと、仲間では言えないことってやはりあって、もう少ししっかり言ってほしいときには顧問弁護士に言っていただければいいと思うのです。ですから、十分に役割分担はできると思います。

(北川議長)

戻られるときは任期付4年間ということで、市長や知事になっていただきましょう。

それでは野村弁護士、本当にありがとうございました。この議題については、終わらせ

ていただきます。

次回の第41回市民会議についてです。3月3日を予定しています。現在8名の方がご参加いただくということです。時間は午後1時半から3時半ということですので、ご準備をよろしくお願い申し上げます。

6. 閉会

(北川議長)

全体で何かご意見はございますか。それでは本日予定をしておりました審議は終了させていただきます。本日の第40回日弁連市民会議は閉会させていただきますが、この後、日比谷松本楼本店において、市民会議の委員と日弁連執行部との懇親会を開催させていただきます。ご出席方よろしくお願い申し上げます。本日の会議を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(山岸会長)

ありがとうございました。(了)